
「住民監査請求」と「外部監査人請求」提出について 記者会見のお知らせ

私たち請求人は、大阪府・市に対して、震災がれきの広域処理に関する違法もしくは不当な公金支出の差し止めを求める住民監査請求を、1月18日と3月28日に、それぞれ1196名と252名で行いましたが、大阪府・市の審査結果は「却下」というものでした。

その「却下理由」では、監査委員が住民監査請求で示した内容を読み取ることなく、個別具体的に記載している内容を見落とし、請求人の単なる疑念であると片づけていることが分かります。住民監査請求に対して判断するのが面倒だから「却下」したという内容です。

これは、監査委員として求められる公明正大な役割を欠如させた対応であり、自治法上の制度設計の意味を解しない監査委員が、住民監査請求の意味を否定するような措置ともいえます。

そこで私たち請求人は、最高裁判例に基づき「再度の監査請求」を行い、同時に「外部監査人による監査の請求」を行うことにしました。(5月30日午前に提出予定)

また、監査委員は、震災がれきの広域処理の費用は、国からの補助金で賄われるという建前論を示すにとどまっていますが、事業内容が適法でなく合理性を持たない場合には補助金は支給されなくなります。法令上も必要不可欠な条件は、被災自治体内では期限内に震災がれきが処理できないという点であります。

実際に埼玉県や静岡県では、処理しなければならないがれき量の算定が杜撰で、広域化が途中で中止になりました。また秋田県も、再測定の結果、広域化の必要性がなくなり中止になりました。

そこで私たちは、広域化関連の情報を岩手県に情報開示請求(1/31)で求めたところ、岩手県ががれきの調査・管理を委託している「応用地質(株)」の報告データは開示されませんでした。また開示された「広域化必要量の一覧表」については、がれき量を黒塗りにして提出するという前代未聞の対応がありました。

私たちはこれまでに、広域処理は復興予算の無駄遣いであることを指摘してきましたが、そのことを証明できる証拠を、堺市への情報開示請求(5/1)により入手しました。大阪府に請求しても開示されなかったメール文書も堺市が開示したことによって、広域処理は環境省主導の予算消化政策だったことが明らかになりました。

すでに堺市の件は、「がれき処理を検討しただけで86億円！」という内容で報道されましたが、それはこの問題の一部分だけのことだったのです。本当に問題にすべき重要な点は、復興予算を使い切りたい環境省が大阪府と結託して、清掃工場を建設・改修中だった堺市をターゲットにし、堺市が要望していないにもかかわらず、無理やり「復旧・復興枠」で補助金を交付した「送りつけ商法詐欺」だったという事実です。

以上の点を中心に、震災がれきの広域処理に関する新しい事実を報告させていただきます。

記

名 称：再度の住民監査請求と外部監査人請求に伴う記者会見

場 所：大阪府政記者クラブ

日 時：平成 25 年 5 月 30 日 15 時 30 分～

主 催：住民監査請求人代表 下地真樹(阪南大学准教授) / アドバイザー：青木泰(環境ジャーナリスト)

連絡先：070-5661-1005 松下勝則(震災復興プロジェクト近畿 事務局)